

令和7年度草津市農業振興計画審議会 議事概要

■日時

令和7年9月16日（火）10時00分～12時00分

■場所

草津市役所2階特大会議室

■出席委員

松原委員、飯田委員、廣田委員、中嶋委員、堀委員、速水委員、
吉川委員、漆畑委員、那須委員

■欠席委員

金子委員、岡崎委員、田中委員、辻委員、池田委員、箕浦委員、

■事務局

環境経済部 太田部長、山田副部長

農林水産課 西山課長、島川課長補佐、結城係長、田中副係長、市原主査、井上調整員

■傍聴者

なし

1. 開会

●事務局

委員の半数以上の出席があり、草津市附属機関運営規則第6条第1項により、審議会の成立要件を満たしていることを報告。

●部長より挨拶

2. 委員等紹介

●事務局から紹介。

草津市附属機関運営規則第4条第1項および同条第3項の規定により、審議会会長および副会長を選任。（委員互選の結果 会長：松原委員、副会長：吉川委員）

草津市附属機関運営規則第5条第2項の規定により、議事進行を会長に依頼。

3. 第2次草津市農業振興計画概要説明

- 令和4年3月策定の第2次草津市農業振興計画の概要について、事務局から説明。

概要説明

資料1について説明

資料2-1、2-2、2-3について説明

資料3について説明

- ・第2次草津市農業振興計画の成果目標と進捗管理について<資料1>
- ・第2次草津市農業振興計画に基づく取組予定について（基本方針1）<資料2-1>
- ・第2次草津市農業振興計画に基づく取組予定について（基本方針2）<資料2-2>
- ・第2次草津市農業振興計画に基づく取組予定について（基本方針3）<資料2-3>
- ・中間見直しについて<資料3>

4. 質疑応答

●委員

認定農業者になり、本格的に営農する意思があったものの、断念することとなった知り合いがいる。農地中間管理機構を通じて農地を紹介されたが、農地の管理状態が非常に悪く、生産できる環境を整えるには高性能の機械が必要になったためである。草津市として、新規就農者にどのような支援を考えているのか。また、草津市内の認定農業者数は令和2年に61経営体であり、令和14年に72経営体まで増加させていく目標を掲げているが、耕作放棄地も含めて、将来の農地の在り方をどのように考えているのか。

●事務局

大規模農家が営農している農地については、既に農地中間管理機構を通じて結びつきができており、新規就農者が入り込むのは難しい状況。そのため、市内に5.3ha程度ある耕作放棄地を復旧し、活用していただいたり、農業委員会と連携し、現在使われていない農地や今後借りられる可能性がある農地を紹介している。今後、高齢化等により農地が出てくれば、それらの土地も新規就農者に紹介できるのではないかと。

●委員

「担い手への農地集積率」と「認定農業者数」は反比例の関係にある。農業者数が減少している中で、どのように担い手に農地の集積・集約を進め、大規模化を図っていくかといった施策を国として推進しているところであり、草津市内ではどの程度の農地面積を認定農業者がカバーしているかを把握できるように、その割合を括弧書きで記入いただくと良いと考える。

●会長

認定農業者の人数だけの問題ではなく、認定農業者の方が、全体としてどれくらい耕作面積のシェアを占めているかは確かに重要なことかと思う。

●委員

現在の草津市の農業従事者の平均年齢は何歳ぐらいなのか。全国的な平均年齢は68歳だということをきいており、高齢の方が農業を頑張っておられた場合に、若い方が入りにくい状況にあるっていうのを聞きいている。

●事務局

令和4年の第2次草津市農業振興計画を策定した際のデータでは70歳以上が40.8%であり、次に60代が36.1%ですので、先ほどの全国平均に近いところと思われる。

●会長

農業の場合は定年がないという面もあるが、だんだんと入れ替わっていかないといけない。そのときに若い方で新規就農したい方に対する基盤などへの支援が非常に重要になる。

●委員

その支援に何があるのか、それが何なのかがわかりにくい。
みんな知っているものなのか、どのような周知が行われているのかその支援の一覧みたいなものがあるのか。それが有効な効果を出しているのかどうかを知りたい。

●事務局

パンフレットや冊子を作成し、窓口や、各農家へ配布するなどしている。
市などに来庁されたときや滋賀県、JA、市などが合同で行う関係機関会議で各農家の情報に応じ、支援や情報提供を検討・実施している

●委員

自分から窓口にあるパンフレットを見に行かないと、支援が受けられないのではないのか。
周知がつくされていないということはないのか。

●事務局

周知が十分かどうかは判断が難しいが、今後、ホームページなどを活用して、他にも情報について皆さんに広げられるような形では努力したい。
付け加えると、新規就農についてなら、法人などで一度農業を経験し、知己を得て、耕作地の紹介を受ける方が定着しやすい傾向にあるのではないかと考えており、そういう方

の情報は市役所にも入るので、その時に周知を行っている。

近隣大都市から新規就農の相談があるが、就農に繋がらない実態がございます。そういうところで新規就農相談員を昨年度から市役所の窓口を設置しており、滋賀県とかJAと協力しネットワークを広げていこうという努力をしている。

障壁としては、農地の所有者が知らない人には農地を貸さないというのが大きな壁と感じており、そもそも農地中間管理機構は受委託が整ってから提出する部分もあり、繋がりにくいと考えている。

就農に定着するのであれば、こちらからも積極的にアプローチさせていただいているがなかなかまっさらの新規就農には繋がらないという難しさがあると実感している。

●委員

農家の収入や生活はわからないが、若い就農希望者がいて、道の駅でも野菜を販売いただいていたが農業で生活できるような仕組みに上手くつながらないため、農業がしたいのに生活ができないから減少しているように感じる。

●事務局

新規就農が農業を生業としていくことを行政が100%カバーするのは難しい。問題としては土地や供給先の確保があり、供給先の確保という面では、一般的に、大口に納められる方以外に、若手の新規就農者の活躍の場として、今後リニューアルする道の駅で何か側面的な支援ができないかを考えており、新規就農者が淘汰されていくことを止めることはできないが、市役所として、農業振興の面でいろんな制度と絡めて、連携をとりながら進めていきたい。

●会長

農地のこともあるが販路ということも非常に重要なポイントになってくると思うので、道の駅というのは非常に重要な役割がある。そこをどう繋げていくかという仕組みを作るのは非常に重要になってくると思う。

●委員

基本方針の3の地元の農産物を購入するよう心がけている市民の割合が50.3ということであるが、これはどのようにして調査されたのか。感想と言えば50.3が少なく感じて、最終年度の目標も6割ということで、ファンを作っていくというようなそういう取り組みも非常に大事じゃないかと思う。

●事務局

こちらのパーセンテージは、令和6年度の市民意識調査の数値である。

道の駅、あおばな館や他の店舗で継続して直売していただいております、少しずつでも皆さんの手に届くような形になればとは思っています。

●委員

認定農業者数の増加は、認定基準を下げれば多くなるが、認定農業者の平均年齢というのは凄まじい高い。また、認定農業者の増加だけではなく、その質も必要である。

認定農業者となるには、農業がしたいとっかかりの方ではなく、農業を主体として生活をする方が対象になる。

また、現在、新たに農業をしようとする未整備田や遊休農地のような土地しかない。概ね認定農業者の皆さんが耕している土地はそもそも耕作に不向きな土地だったものが皆さんの努力で現在の環境になっており、産業化をするのは、必要だけれども、担い手の皆さんは農地・土地を守っていくという考えのもと農業を続けてきていることを考えると、農業への単なる憧れだけで一定の覚悟がない方では、認定農業者になることは難しいのではないかと考えている。日本は今、認定農業者の内に大規模農家を作って、合理化を図ろうとしているが、2017年の国連総会かで、2019年から10年間を『家族農業の10年』っていう形にしており、安全保障の方で維持していくのは、家族農業であるというのが一応2028年まで採択されていたように記憶している。

なので、それは日本の国の中ではあんまり出てきていないけれども、その家族農業というカテゴリーということも、今後、日本も視野に入れていかなことには担い手さんばかりを作るとのことじゃなくて、兼業農家の方が皆さん所得はあるけれども農業もしていくっていう形の半農半xというのがある時ちょっと場に出たけれども、今、その言葉が消えつつあって、意外とそういうのが日本の農業を今後守っていける部分になっていくのかなと個人的には思う。今後その計画の変更いうところにもそういうものがこれから議論されると思うので概念に入っていったらいいのかなというの思っている。

●会長

農水省の方も大規模な担い手一本槍というのからだいぶ最近修正しており、食料農業白書でも、多様な担い手など、家族経営や兼業農家などいろんな担い手を受け入れながらやっていかないと、地域の農地は守れない。

特に中山間地域はそういう傾向が非常に強いのではないかと。だからそういう点では今、委員が言われたような形でのいろんな農業について関わりを持っている方をどういう風に受け入れていくのが非常に重要なことかなと。

●委員

女性農業者さんの方は、たくさん人おられると思うが、表面上出てこない。

家族協定の中で作業分担するのを評価するのもいいが、例えば認定農業者に夫婦連名に

するとか夫婦で認定農業者の申請をしに来た時に一言あると奥さんも認定され、女性農業者としての自覚を持っていただけなのではと思っている。

他にも取り組みのうちに草津ブランドが掲載されていたが、草津の水菜生産量は全国で4位であり、そういった現状を活用いただくことや、他に小松菜、ほうれんそう・ねぎなど、多種多様な品目も作っていただいている。平和堂では、かならず草津のものがおいている。そのあたりも支援いただければと思う。

●事務局

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

●委員

スマート農業について、実際に市はどのようなことをされてるのか。

二つ目として草津の農家の方はどういうふうなことをされているのか。

そしてそれによって大きく収益が変わってくるのか

孫正義さんがプレンティという会社を作り、年間に屋内で多くの野菜を作るシステムをつくっている。そのような方向性に推進していっているのかなということ聞かせてもらいたい。

●事務局

昨年度方針を作成させていただき、どのような農機具が喜ばれるのかのニーズを見て、どのように補助を行うのがよいのかを確認しており、国も色々な対応を考えておられると思いますのでそのあたりを含めて御支援ができるよう対応したい。

例えば農薬を散布するにしても無駄がなくなるとか、効率的に農地の管理ができるなどのコストダウンという意味では、収益といえると思われ、農機具お持ちの方は効率が上がり、変わっていくと思う。導入してみて徐々にスマート農業を進めていくと農作業でもう1人必要なところが不要になるなど楽になるというようなことが草津市でのスマート農業の規模ではポイントかと見ている。

●委員

基本方針2の経営継承の推進について、どこの農家も後継者がいないという事を話に聞きいている。道の駅でも、特定の売り手の商品をお買い求めいただく際、売り手も高齢になり、息子は違う職についており、今後、その商品を味わえないという事がある場合など、若い方が農家を始めたいといわれる際に、つなげることはできないのか。

●事務局

ありがとうございます。農林水産課では、就労相談員先を設けており、そちらの方に今お話いただきますと関係機関と相談のもと、お互いの意思が合致するのであれば、御紹介できるかと思う。

●委員

農業高校の県下三つで関連する箇所が1つあって、四つあるが、最大の目標は後継者育成であり、全員が全員農家になるというわけではないが、毎年何人かは農業を新規でやりたいという子がいろいろな取り組みがあることで出てくる。

実家が農家ではなく、大抵の子が農業大学校に進学し、いろいろな体験して農家に就職する形や、最近では農業部門とは関係もない企業さんが一部農業を行う際に、即戦力を要求され、農大に就職の求人が増えている。

現在、私学では授業料無償化で、オープンスクールでの来客が通常の1.3倍あったと聞いており、県立学校としてはピンチだけでも、その中でも農業とか工業も含めてそういう専門学校は私学にはなく、存在価値は非常に高いと思っている。

例えば市の教育委員会と連携し、小さい頃から農業に関心を持ってもらい、農業高校に入り、もっと面白い活動してみようかという子が増えてくると後継者問題にも、若手が入ってくると思われるので、農政の方も大事だけれど教育委員会といろいろ連携されて、そういう子供たちを後継者としていくことの観点も入れられてはどうかと思った。

●事務局

ありがとうございます。

まさに教育委員会との連携に関しては、school ESDの中にこの内容があり、いろんなテーマでそれぞれ取り組んでいただいているが、その中に中学生が農業に取り組んでいるシーンがある。

そこで子供たちがいろんな経験をする中、今、委員がお話しされた将来農業をしたいという有志の子供たちが大勢出てきていることについて先日報告を受けている。若いうちから、市の方では『はたけのこ事業』というこども園修学前のこどもを中心に袋栽培による山ねずみ大根の栽培を経験していただくという取り組みをしており、同じようなことが、小学校でも中学校と同じような形で起こり始めているということであり、その方向に関しては引き続きやっていければと思っている。ねずみ大根は、今普及啓発をおこなっているが、農業高校に品評会をしていただいております、それに水を向けて子どもたちが一生懸命頑張っていており、こちらも引き続きよろしくお願ひしたい。

●会長

今の点については、農業と学校教育との関係性がすごく強くなっていると思う。

特に食育、既に始まって20年になるわけだが、食育基本法ができてから完全に定着し

ており、それからこれは私が最近体験したことだが、草津をテーマにした映画を教育委員会と協力して毎年1本ずつ作っておられる団体があって、去年では、野菜のまち草津というテーマで映画を作成されて、そこには、地元の小学校の子どもたちが地元の農業者と一緒に出演し、小学校のある地元を中心として、草津がいかにか野菜の町かということを実現するもので、3月にお披露目があった。

映画のような従来なかったものが草津をテーマにして作成されており、一つのきっかけとして農業振興についてのいい題材でもあり、もっと活用できないかと思っている。初めて聞いた方が多いと思うので、申しあげておきたいと思った。

●会長

振興計画を策定したのが令和3年度で、翌年度からスタートしており、来年が策定から5年目ということで、計画策定当初から中間見直しを行うことを決めており、どのように目標設定をしていくか、事務局の方で考えていただいている。

期間的には令和4年度から令和14年まで大体11年位のものであり、5年経過したところで一旦中間見直しをし、修正すべきは修正していく。

正式に決めるのは来年度だが、今日のところは、それに向けてこんなことを考えて、こういうことを論点にしてはどうかということで、例として報告をしていただいたものであり、数値的なものもあくまでも1例であり、決定しているものではなくこれについては皆さん方からもご意見を頂戴できればと思っている。

●会長

資料3の中間見直しに係る論点整理について、論点は4つあり、農村丸ごと保全向上対策事業に取り組む団体について、見直しをして少なくとも現状よりは、後退させないということでこれを維持していくというのを目標にしたらどうかというのが1点目、

2点目の認定農業者数も同じで、現在の61経営体というのは、少なくとも維持したいということです。認定農業者については、5年経過すれば5年、年を取る事となる。

だからその分現在認定農業者である方もそのうちに認定農業者から外れていくことを考えると、現状を維持するには新しくもっと若い方に認定農業者になってもらわないと現状の維持ができないということになる。

それから3番目は高収益作物についても、必ずしも目標の通りには進んでいない。

それなりに要因があり、これも目標値を下方修正したいということになる。

最後の4点目の農業体験の参加のところは、これはもう既に目標値を超過達成しているが、これ上げるというよりは当初設定した目標を維持すると。

ということを事務局の方では検討していただいている。

先ほども述べたが決めるのは来年度なので、それに向けての論点・検討課題と考えていただきたい。

●委員

日本全国でコメ不足の問題が出ており、減反政策が原因ではないかとなっており、昨年の売り上げでいうとお米が高くて売れたことにより、売上が上がりましたと聞いている。農家の皆さんには今まで米が買い叩かれていたとは言わないが、なかなか収益が上がらないと思う部分があったのではないか。

それが米不足により、売上が伸びて、実際に政府の方が指導している部分もあると思うが、高収益作物の耕作面積についての話があったが、米の耕作地をもっと広げていく予定かどうか等について、実際に麦や大豆などを栽培されている場合、栽培のバランスをどのように考えているのかをお聞かせ願えれば。草津市としては、水稲の方が高くなってくるといふ観点から、高収益作物の面積については減少させてもいいのかなと今回の論点で考えている。

●事務局

米や麦、大豆の栽培割合につきましてはこれがいいという形ではなかなか難しい。何を作るかは農業者の方が決めることになっており、そのあたりをこちらから導いていくのは違うのかなと思っている。高収益作物の面積については広げていくということ自体が、難しいのではないかと考えている。

●委員

実際に余ったお米とか、現在は米が足りないというふうになっていると思うが、今後海外への輸出とかも含めて余ったお米などをJAさんともやり取りが必要になってくるかとは思いますが様々なところへ販売していくことも考えていった方が農家さんの収益の向上につながるのではないかと考えている。

●委員

国の農政に従って農業をしていくのは基本であり、ここ数年世界的な状況を含めて、高収益作物についても、1年1作では収入が上がらないことから、1年間を通して水田を利用していこうという一方で転作作物として調整をするために麦・大豆を植えていく。それを並行してやっている。ロシアとウクライナの紛争により、小麦が不足している。

転作という形での麦大豆をしていたが、価格さえ整えられていれば小麦でもいいのだが、転作の概念があるので国がどのように調整するのかわからない。

お米の方も高くなったように言われているが、卵と一緒に物価の優等生であり一定の金額で皆さんの食卓に上がる。以前のコメ不足の際には、食管法があったが、そこ以降、自由に販売される形になり、翌年に備蓄米の制度が始まった。

一定の民間在庫を計算して、生産調整をしていたが、極端に少なくなったので備蓄米を放

出した。これが一過性なのかどうかは見極める必要がある。

毎年10万トンずつ減っていくという調整をしていたが、外国人の増加を加味していなかったため実際はかけ離れた数字になっていた。米が足りないという情報が出た際に、みんなが一斉に購入したのが大きかったのではないかと、そんなに価格が上がるほど在庫がなかったのかと思う。実際、銘柄米は下がっていない。農家はそんなに高くしてほしくない、消費者に安定的に食べてもらいたいと考えている。誇りをもって農業をしているので高いばかりを望んでいるわけではない。

農業しようとしても農地がないといわれており、悪い土地であっても農業をするというなら次の農業をしてもらうために補填していく必要があるのではないかと。日本の食材はわたしが購入する必要があると農業を支援する必要があるのではないかと。農業は国土も守ってもらっている。所得よりもそちらを見た施策を考えた方がいいのかとも思う。

●委員

ありがとうございます。

本当にそういう志は大変大切だなというふうに思う。

けれども本当にお米もいろんな国から入ってきており、私も1993年のタイ米が入ってきたこととかあってはいけないなと思いますし、日本の農業ってしっかり守っていないといけないと思う。今回、海外からお米が結構入ってきていたりして、実際にJAさんとかが倉庫で管理していた古米等を放出しても、新たに農家や農業さんから米が出ているわけではないのでお金も入ってこないし、農協さんも苦しい部分があるのではないかとと思うので農協組織を日本でしっかり残しながら、日本の農業を守っていただきたいと思う。

●委員

今の日本は農産物の輸出を力強く推進されているが基本的に輸出先の国々にも立派な農業者がいらっしゃり、当然そこに輸出するという事は向こうで結局喧嘩をするような形になる。ですけれども日本から向こうへ出していく。

私の知り合いはみかんとリンゴの農家だけれども、輸出先で確かに高く売れることが報道されるけど日本で売っているのと一緒と言われる。

要は、日本の市場に出している価格とそう変わらない金額で輸出先に出すが競争しようとする関税が乗るので、手取りではいかほども変わらないと。

ただ報道では、輸出先で高く売れていることを夢のように言われるけれども、日本の中で販売してもそう変わらないっていうことを言われると、今、アメリカとかヨーロッパから輸入として入ってくる農産物が日本に関税をかけられながらも、日本と渡り合えるのは向こうの農業者の方も結構安く輸出していると思われる。

ところが、私の記憶が正しければ、輸入先の農業者の農業所得、例えばアメリカだったら、

6割から6割6分の金額がその国から農業者に出されている。

ヨーロッパだと概ね9割ぐらいが農業者に入っているということは、国の政策として輸出をするなら、国が農業者の所得を一定確保した中で、輸出というのを考えることとなり、日本の中と同じ金額で輸出するなら日本の中で販売するのと変わらない。

場合によっては、日本で売るより安い。買い取りとなるので、安くなってしまうという形になる。

ただし、私も流通の中にいさせていただいていたが、日本はありがたいことに不作になったときに生産者価格は上がる。例えば、先ほど水菜が言われていたが200gが普通でしたら80円ぐらいで販売されるが不作になったら300円ほどで売られる。ところが市場で300円で売られても、スーパーで300円以上で売られていない。行っても200円台の金額で販売されている場合がある。

これは、スーパーでは一定の利益を出す必要があるため、例えば300円で仕入れたら300円以上で売らないといけなくなるものの、消費者が少なくなるので、仲買さんなどが、高く仕入れて、スーパーへ安く販売するなど金額が市場の中で調整される。

こういうように、委託販売というのは上手く出来ており、300円で販売していても、収穫が順調にいくと、普通に利益が取れる時期が来て、そのときに40円とか30円とか儲け分を取り返すわけだけど、それでもやっぱり農業者の皆さんは、消費者の皆さんに一定の金額で提供するには一番利口な方式ということで受け入れられているが、委託販売というのは農業者が金額決められず、所得確定ができないことから、世間では買い取りがいいと言われる。

しかしながら、買取価格で農業者の適正な価格にしていったら消費者の人がもたなくなるぐらい物価が上がってきているので委託販売が悪のようと言われることがあるものの、私には毎日口にする農産物にとって、なかなかうまく考えられた制度だと思っている。

一定量出荷数のある農業者さんがものすごく利益を出しているというのがテレビ番組で、報道されます。私は利益をあげる農業者の方がいらっしゃってもいいと思うけど日本全体の農業者の皆さんの所得水準を上げるものに国は傾注してほしいなというには思う。

業者の皆さんは当然国で決まったことが県におり、県から市に降りるので、それに沿った行政の動きになるし、農協も当然それによったことをする。今、自民党がこんな状態になって、今度総理総裁も変わるので、計画もひょっとしたらまた違う方向の絵を書くようなことになるかもしれないのかなというように思う。

●会長

いろいろ御議論いただくことはあるかと思うが、今日のところは今お話しした通り中間見直しに向けての論点整理ということなので、最終的な計画の見直しの判断は来年度の議題にさせていただきたいと思う。

今日はいろいろ御意見を頂戴したので、一旦まとめさせていただく。
本日の審議すべき議題としてはこれで全部終了とさせていただきます。
どうもご協力ありがとうございました。

●事務局

近畿農政局の漆畑地方参事官におかれましては、他の公務がありますのでこれで退席されます。どうもありがとうございました。

●会長

それではこれで本日の会議については終了とさせていただきます。
それでは事務局に進行をお返しする。

●事務局

松原会長ありがとうございました。
閉会にあたりまして環境経済部長の太田よりご挨拶申し上げます。

●太田部長

本日はですね長時間にわたりまして、貴重なご意見ご答弁をいただきましてありがとうございます。
本当に我々にとって、今後に生かしていけるようなご意見だったかなというふうに思っております。
委員の皆様は2年前令和5年にこの委員をお願いしまして、ちょうど来月で委嘱の期間が終了となります。長きに渡りましてありがとうございました。
草津の農業の振興発展のためには、今日いただいた意見も本当に貴重な意見で思っており、直接的に農業者の方に支援するというのも実は大変なんですけども今日育てていただいたみたいにこの草津市の農業を好きになってもらうとか、農産物を好きになってもらうとか関心を持ってもらうというのがこの振興というところについては大切なのかなというふうに思います。ありがとうございました。

●事務局

それではこれもちまして令和7年度農業振興計画審議会を終了させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

5. 閉会
